

令和4年(行コ)第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国外2名

証拠説明書(8)

2022年11月10日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

平 裕 介



同 弁護士 出口かおり



同 弁護士 井桁大介



同 弁護士 亀石倫子



同 弁護士 三宅千晶



同 弁護士 福田健治



甲号証	標目 (写／原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
59	意見書(原本)	曾我部真裕 京都大学教授	令和4年 10月3日	原審判決は、性風俗関連特殊営業の本件各給付金の支給対象からの排除について、コロナ禍における中小事業者の苦境に対応するため幅広い業種を支援するという本件各給付金の趣旨を踏まえ、一定の厳格さを備えた基準（除外について、通常の合理性を要求する基準）を示したもの、その具体的な判断においては、風営法による自明ではない区別からさらに飛躍のある推論を行うなどして、性風俗関連特殊営業排除の合理性を安易に認めてしまつており問題があること、本件において合理性の基準を適用した場合、性風俗関連特殊営業の事業者にあっても他の事業者と同様に支援を必要としていること、支給対象としても風営法の規制目的を阻害するわけではなく、かえって支給対象からの排除が職業差別を助長するおそれのあることからすれば、排除は合理性を欠くと考えるべきであること等。

以上